

目的

- 複数の統計の比較を容易にするため、職業別に表示する場合の統計基準

分類基準

- 仕事の遂行に必要とされる知識又は技能
- 事業所又はその他の組織の中で果たす役割
- 生産される財又はサービスの種類
- 使用する道具、機械器具又は設備の種類
- 仕事に従事する場所及び環境
- 仕事に必要なとされる資格又は免許の種類

適用単位

- 個人ごと。
- 個人が複数の仕事を行っている場合には、主要な仕事（報酬の多寡、就業時間の長さ等）によって決定される。

分類構成

- 3層構成
- 分類項目数
 - ・ 大分類 (12)
 - ・ 中分類 (74)
 - ・ 小分類 (329)

大分類の構成

A	管理的職業従事者	G	農林漁業従事者
B	専門的・技術的職業従事者	H	生産工程従事者
C	事務従事者	I	輸送・機械運転従事者
D	販売従事者	J	建設・採掘従事者
E	サービス職業従事者	K	運搬・清掃・包装等従事者
F	保安職業従事者	L	分類不能の職業

分類項目の集約又は分割

3 日本標準職業分類の適用に当たって留意すべき事項（抜粋）

(3) 職業分類の適用に当たっては、統計の作成目的等に応じて、分類表の一部の分類項目のみを使用することのほか、以下に示す一定の範囲で、細分類項目を設定すること、分類項目の集約又は分割を行うことができる。

ア 小分類項目の下に細分類項目を設定することができる。ただし、この場合、小分類項目と細分類項目の間の整合性を確保する必要がある。

イ 中分類項目に関して、当該項目に含まれる小分類項目の単位で分割し、分割前の当該項目が属していた大分類項目内に新たな中分類項目を新設すること、及び同一大分類項目内の複数の中分類項目を集約して、当該大分類項目内に新たな中分類項目を新設することができる。

ウ 小分類項目に関して、当該項目を任意の単位で分割し、分割前の当該項目が属していた中分類項目内に新たな小分類項目を新設すること、及び同一中分類項目内の複数の小分類項目を集約して、当該中分類項目内に新たな小分類項目を新設することができる。

エ イ及びウにより分類項目を分割又は集約する場合、分割することによって新設した分類項目を他の分類項目と集約すること、又は集約することによって新設した分類項目を分割することは、職業分類の体系性を損なうおそれがあることから、これらを行う場合は、職業分類を適用するものとはみなさない。